

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額(税込) (単位:円)	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	平成31年01月18日	京都市公園施設(運動施設)における低濃度ポリ塩化ビフェニル含有機器収集運搬業務委託	5,400,000	文化市民局市民スポーツ振興室	甲陽興産株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
002	平成30年11月21日	京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場幕板パネル点検整備業務委託	13,621,716	文化市民局市民スポーツ振興室	有限会社スギテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
003	平成30年10月01日	京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場整備工事 ただし、メインスタンド屋上防水改修工事	8,877,416	文化市民局市民スポーツ振興室	有限会社スギテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
004	平成30年12月13日	西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場ゲート復旧業務委託	22,950,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社浦田建装	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
005	平成30年12月21日	西京極総合運動公園野球場3階放送室ほか点検整備業務委託	(当初)32,400,000 (変更後)35,964,000	文化市民局市民スポーツ振興室	公成建設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
006	平成30年12月17日	平成30年災害に伴う旧武徳殿点検修繕業務委託	6,231,600	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社澤野工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
007	平成30年12月14日	京都市桂川地域体育館における台風21号による屋根及び床緊急点検整備業務委託	27,385,560	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社杉本工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
008	平成30年12月14日	京都市小畑川中央運動公園における台風21号による管理棟屋根緊急点検整備業務委託	16,178,400	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社杉本工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
009	平成31年01月25日	台風21号による殿田公園防球ネット緊急点検・整備業務委託	6,750,000	文化市民局市民スポーツ振興室	京都体育施設株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
010	平成30年11月26日	京都市西京極総合運動公園野球場整備工事 ただし、スタンド屋根防水改修工事	8,716,582	文化市民局市民スポーツ振興室	有限会社スギテック	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
011	平成30年12月13日	横大路運動公園台風被害倒木処理等作業業務委託	6,210,000	文化市民局市民スポーツ振興室	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
012	平成30年12月18日	改進運動広場ネットフェンス及び防球ネット設置業務委託	14,958,000	文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課	光工業株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
013	平成30年10月01日	戸籍電算システムの機器の賃貸借(第1グループ分)	15,453,504	文化市民局地域自治推進室	株式会社J E C C	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
014	平成30年10月01日	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守	7,128,000	文化市民局地域自治推進室	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
015	平成30年11月13日	土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等賃貸借	29,900,760	文化市民局地域自治推進室	土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等賃貸借コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
016	平成30年11月26日	住民基本台帳システムの旧姓対応に係るシステム改修	38,989,566	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
017	平成30年12月06日	らくらく窓口証明書交付システム構築業務	7,667,306	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
018	平成30年12月21日	らくらく窓口証明書交付システムネットワーク構築業務	13,219,200	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
019	平成31年02月01日	らくらく窓口証明書交付システム機器一式賃貸借	16,415,100	文化市民局地域自治推進室	証明書コンビニ交付システム用端末一式賃貸借コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
020	平成31年02月28日	住民基本台帳バックアップ・土日開所システムの改元対応に係わる平成30年度システム改修	9,780,685	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
021	平成30年12月25日	二条城外堀周辺倒木伐採・処分業務委託	15,120,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
022	平成31年01月10日	「二条城桜まつり2019」事業実施委託	19,422,720	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	株式会社ネイキッド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
023	平成31年02月08日	元離宮二条城桜植栽充実他業務委託	6,750,000	文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
024	平成30年11月13日	京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務	5,349,996	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	株式会社アコースティガイド・ジャパン	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
025	平成30年11月20日	京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務	5,810,400	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
026	平成30年12月17日	京都市美術館ウェブサイト構築・運用保守業務	6,773,760	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	合同会社バンクトゥ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
027	平成31年02月15日	京都市美術館ベース照明用（本館1階北・南展示室）LEDスポットライト等納入業務	21,603,068	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	ライトアンドリヒト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
028	平成31年02月15日	京都市美術館作品照明用（本館1階北・南展示室）LEDスポットライト等納入業務	29,506,772	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	ライトアンドリヒト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
029	平成31年02月15日	京都市美術館作品照明用（本館2階北展示室）LEDスポットライト等納入業務	21,896,724	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	ライトアンドリヒト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
030	平成31年03月25日	美術作品の購入について<日本画作品 小川翠村作「群芳会唱」他4作品>	6,966,000	文化市民局文化芸術都市推進室美術館総務課	新古美術わたなべ	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約一覧表

契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
031 平成31年01月22日	平成30年度東アジア文化都市交流事業 イベント企画運営及び旅行手配業務委託	(当初) 7,834,612 (変更後) 7,422,239	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課	株式会社JTB	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
032 平成30年10月1日	埋蔵文化財発掘調査支援業務委託料（史跡西寺跡・平安京跡・唐橋遺跡）	(当初) 8,391,600 (変更後) 8,380,800	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
033 平成30年10月9日	旧三井家下鴨別邸 台風21号による倒木処理等復旧業務委託	6,905,520	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	株式会社曾根造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
034 平成31年1月10日	名勝雙ヶ岡災害復旧事業	(当初) 56,700,000 (変更後) 20,293,200	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	花豊造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
035 平成31年2月1日	山鉾館南側斜面石垣崩落部復旧委託	6,696,000	文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課	樋口造園株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市公園施設（運動施設）における低濃度ポリ塩化ビフェニル含有機器収集運搬業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成31年1月18日
- 4 履行期間
平成31年1月19日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
滋賀県甲賀市甲賀町大原市場922番地 甲陽興産株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,400,000円
- 7 契約内容
京都市公園施設（運動施設）における低濃度ポリ塩化ビフェニル含有機器の収集運搬業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託は、市民スポーツ振興室が所管する施設に有する低濃度ポリ塩化ビフェニル含有機器について、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設へ、保管されている施設内から搬出・収集運搬を行うものである。
現在、供用を停止している伏見桃山城内にも低濃度ポリ塩化ビフェニル含有機器が保管されており、本年度、処分を実施する予定であったが、入札手続きに先立ち、施設を詳細に確認したところ、施設内に電気はなく、保管場所についても地下であるため、搬出作業等が困難な状況であり、搬出計画を含む仮設計画等について詳細に検討する必要性が生じた。
以降、搬出計画等、詳細に検討を続けた結果、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行うものである。なお、複数社からの見積金額を比較し、可能な限り低廉な見積価格を得られるよう価格交渉を行った上で、契約の締結を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場幕板パネル点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年11月21日
- 4 履行期間
平成30年11月22日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院西田町94番地 有限会社スギテック
- 6 契約金額（税込み）
13,621,716円
- 7 契約内容
京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場における屋根の幕板パネルに関する点検整備業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年9月4日に京都市を直撃した台風21号により、西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場のメインスタンド屋根において、屋根の幕板パネルの一部に強風による飛散や、浮き、がたつきが発生する等の被害が発生している。幕板パネルの飛散等により屋根下部への漏水が発生しているため、大会開催中等に降雨があると、大会主催者も雨漏りへの対応策を講じる必要が生じている。とりわけ、有料試合においては、VIPや観客に移動を促すなど、既に大会運営に大きな支障が生じており、早急に幕板パネルの点検整備を行い、飛散部の復旧が求められている。
以上の事情により、早急に点検整備に取り掛かることが必要であり、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場整備工事 ただし、メインスタンド屋上防水改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年10月1日
- 4 履行期間
平成30年10月2日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西院西田町94番地 有限会社スギテック
- 6 契約金額（税込み）
8,877,416円
- 7 契約内容
京都市西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場におけるメインスタンド屋上の防水改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年9月4日に京都市を直撃した台風21号により、西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場のメインスタンド屋根において、防水シート剥離等の被害が発生した。それにより、雨天時には、屋根の下の観客席に多量の雨漏りが発生するとともに、諸室に設置している設備機器にも雨漏りの影響が及んでいる。大会開催中に降雨があると、大会主催者も雨漏りへの対応策を講じる必要が生じており、とりわけ、有料試合においては、VIPや観客に移動を促すなど、既に大会運営に大きな支障が生じており、早急な修繕を求められている。加えて、雨漏りの修繕に時間を要することになると、電気設備や躯体等の劣化にも繋がり、被害の拡大が懸念される。
以上の事情により、早急に工事に取り掛かることが必要であり、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
防水工事	1	式	12,856,990	
計			12,856,990	
共通費				
共通仮設費	1	式	1,032,153	
現場管理費	1	式	2,228,883	
一般管理費等	1	式	2,521,974	
計			5,783,010	
工事価格	1	式	18,640,000	
消費税等相当額	1	式	1,491,200	消費税率 8 %
工事費	1	式	20,131,200	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場ゲート復旧業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年12月13日
- 4 履行期間
平成30年12月14日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区西七条東石ヶ坪町3番地 株式会社浦田建装
- 6 契約金額（税込み）
22,950,000円
- 7 契約内容
西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場におけるゲートの復旧業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年9月4日の台風21号の暴風により西京極総合運動公園陸上競技場兼球技場内のゲートが2箇所破損し、施設の維持管理及び安全上支障をきたしているため、緊急で復旧する必要がある。
以上の事情により、早急に業務に取り掛かることが必要であり、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

西京極総合運動公園野球場3階放送室ほか点検整備業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

(当初)平成30年12月21日(変更後)平成31年2月7日

4 履行期間

平成30年12月22日から平成31年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市下京区五条通西洞院西入小柳町518番地 公成建設株式会社

6 契約金額(税込み)

(当初)32,400,000円(変更後)35,964,000円

7 契約内容

西京極総合運動公園野球場の階放送室ほか諸室における各種設備等の点検整備業務

8 随意契約の理由

(当初契約理由)平成30年9月4日に京都市を直撃した台風21号により、西京極総合運動公園野球場のスタンド屋根において、防水シート剥離等の被害が発生した。それにより、スタンド屋根下部にある3階放送室等の諸室において漏水が確認された。漏水により3階放送室等の諸室において電気設備・空調設備等の各種設備等が利用できない状況であり、大会運営に大きな支障が生じており、早急な点検整備が求められている。

以上の事情により、3階放送室等の諸室の各種設備等について、早急に点検整備に取り掛かることが必要であり、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行うものである。

(契約変更理由)当初委託に含まれる電気設備関係等の点検を実施したところ、隣接する放送設備関係の接続盤においても劣化等が見受けられ、放送設備関係の点検整備を実施する必要が発生したため、契約変更を行う。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年災害に伴う旧武徳殿点検修繕業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年12月17日
- 4 履行期間
平成30年12月18日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区三条通南二筋目白川筋西入唐戸鼻町555番地の1 株式会社澤野工務店
- 6 契約金額（税込み）
6,231,600円
- 7 契約内容
旧武徳殿における欄間、外壁等の点検修繕業務
- 8 随意契約の理由
災害に伴う復旧作業であり、早急な復旧が必要であるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市桂川地域体育館における台風21号による屋根及び床緊急点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年12月14日
- 4 履行期間
平成30年12月15日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区諏訪開町31 株式会社杉本工務店
- 6 契約金額（税込み）
27,385,560円
- 7 契約内容
桂川地域体育館における台風21号による屋根及び床の点検整備業務
- 8 随意契約の理由
台風21号の暴風による屋根及び床の被害により、供用を停止したことから、緊急で被害箇所の点検整備を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市小畑川中央運動公園における台風21号による管理棟屋根緊急点検整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年12月14日
- 4 履行期間
平成30年12月15日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区諏訪開町31 株式会社杉本工務店
- 6 契約金額（税込み）
16,178,400円
- 7 契約内容
小畑川中央運動公園における台風21号による管理棟屋根の点検整備業務
- 8 随意契約の理由
台風21号の暴風により、屋根材がテニスコート内に落下したことから、緊急で屋根の点検整備を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
台風21号による殿田公園防球ネット緊急点検・整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成31年1月25日
- 4 履行期間
平成31年1月26日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市伏見区竹田中島町5番地の1 京都体育施設株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,750,000円
- 7 契約内容
殿田公園における台風21号による防球ネットの点検・整備業務
- 8 随意契約の理由
殿田公園の防球ネットが台風21号の影響により破損したことから、緊急で点検整備を行うものである。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市西京極総合運動公園野球場整備工事 ただし、スタンド屋根防水改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年11月26日
- 4 履行期間
平成30年11月27日から平成31年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市右京区西京極東大丸町34番地 有限会社スギテック
- 6 契約金額（税込み）
8,716,582円
- 7 契約内容
京都市西京極総合運動公園野球場のスタンド屋根防水改修工事
- 8 随意契約の理由
平成30年9月4日に京都市を直撃した台風21号により、西京極総合運動公園野球場のスタンド屋根において、防水シート剥離等の被害が発生した。それにより、雨天時には、屋根の下の観客席に多量の雨漏りが発生している。大会開催中に降雨があると、大会主催者も雨漏りへの対応策を講じる必要が生じており、既に大会運営に大きな支障が生じており、早急な修繕を求められている。加えて、雨漏りの修繕に時間を要することとなると、躯体等の劣化にも繋がり、被害の拡大が懸念される。
以上の事情により、早急に工事に取り掛かることが必要であり、競争入札に付す期間がないため、緊急随意契約を行うものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
防水工事	1	式	11,178,968	
計			11,178,968	
共通費				
共通仮設費	1	式	1,046,982	
現場管理費	1	式	2,274,285	
一般管理費等	1	式	2,289,765	
計			5,611,032	
工事価格	1	式	16,790,000	
消費税等相当額	1	式	1,343,200	消費税率 8 %
工事費	1	式	18,133,200	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
横大路運動公園台風被害倒木処理等作業業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
平成30年12月13日
- 4 履行期間
平成30年12月24日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地 樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,210,000円
- 7 契約内容
横大路運動公園内の倒木処理
- 8 随意契約の理由
平成30年9月4日の台風21号の暴風により横大路運動公園内の樹木が大量に倒木し園路等の通行ができない等、施設の利用に支障が生じており、緊急の作業が必要であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
複数社見積書提出により最も安価を提示した業者と契約
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
改進運動広場ネットフェンス及び防球ネット設置業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課
- 3 契約締結日
平成30年12月18日
- 4 履行期間
平成30年12月18日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市伏見区竹田中島町5番地
光工業株式会社
- 6 契約金額（税込み）
14,958,000円
- 7 契約内容
台風被害によるネットフェンス破損等を修繕する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年の台風21号等の影響により、改進運動広場において、ネットフェンスの一部又は全面が傾斜、破損する被害が発生した。改進運動広場の南側には府道、西側には堤防、東側には住宅があり、ネットフェンスが倒壊した場合、甚大な被害が発生する可能性があり、緊急により競争入札に付することができないため、随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積合せをおこない、随意契約を行った。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍電算システムの機器の賃貸借（第1グループ分）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年10月1日
- 4 履行期間
平成30年10月1日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
15,453,504円
- 7 契約内容
戸籍電算システムのサーバ及び端末機器等の賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年9月末で戸籍電算システム用機器のリース契約が終了したが、平成31年9月に住民基本台帳ネットワークシステムの機器更新を行う予定があり、戸籍システム機器の更新を併せて行うことで、各種システム間の連携に係るテスト等について費用の節減が見込まれるため、平成31年9月まで、引き続き現行機器のリースを行う。
更新時期までの期間が短いため、新たな機器をリースするとかなりの高額となることから、現行の機器を引き続き使用することが経済的であり、かつ、現実的であるが、現行の機器を引き続きリースする場合、当該契約を履行できるのは契約相手方に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年10月1日
- 4 履行期間
平成30年10月1日から平成31年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7, 128, 000円
- 7 契約内容
対象製品に不時の故障が発生したとき，SEサポート契約の提供者と連携をとり，原因究明及び障害復旧に向けた作業を行い，実施した内容について報告を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
土日開所・バックアップシステムは，本市独自の仕様によるシステムであるため，当該システム及び関連システム（住民基本台帳システム，住民基本台帳ネットワークシステム）に関する十分な知識及び技術を有した者でなければ保守管理及び迅速な障害対応を行えない。これらの条件を満たすのは，当該システムの開発を行った株式会社日本電気に限られる。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。なお，当該保守業務の履行に当たっては，日本電気株式会社がNECフィールディング株式会社と共同して契約を履行するとしていることから，日本電気株式会社及びNECフィールディング株式会社により結成されたコンソーシアムと契約を締結する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等賃貸借
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年11月13日
- 4 履行期間
平成31年3月1日から平成36年2月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等賃貸借コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
29,900,760円
- 7 契約内容
土日開所・市民窓口バックアップシステム用機器の構築及び賃貸借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
 - (1) 土日開所・バックアップシステムの利用について
下記ア～ウの理由により、新たなバックアップシステムが開発されるまでは、現行の土日開所・バックアップシステムを引き続き利用することが合理的と考えられる。
ア 情報化推進室が進める汎用機のオープン化事業において、平成33年1月に新たな住民基本台帳システムが稼働することが予定されており、併せて新たなバックアップシステムの開発も計画されているため、別に新たなバックアップシステムの開発を行うと、実質的な稼働期間が2年程度と極端に短くなる。
イ 新たな住民基本台帳システムの機器構成及び機能要件が確定しておらず、新システム稼働後も確実に稼働を保証できるシステムを現時点で開発することが困難である。
ウ 旧氏併記、元号変更等の法改正に対応するため、既に現行バックアップシステムの改修に着手している。
 - (2) 機器構成について
システムの安定動作に必要なソフトウェアの一部は、既にメーカーによる受注が終了しており、新規に入手することが極めて困難であるため、当該ソフトウェアを利用するためには、現行の賃貸借相手である株式会社JECCと契約を行う必要がある。

(3) システム構築について

機器及びソフトウェアの賃借だけでなく、賃借した機器等をもってバックアップシステムの構築を行う必要があるが、バックアップシステムは関連システム（住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム）と一体のシステムとして運用されるため、確実な動作を保証するためには、既存機器及びシステムに関する十分な知識及び技術を有する者と契約を行う必要がある。更に、データ照会結果及び各種帳票類の発行結果を住民基本台帳システムのものと比較し、結果に差異が見受けられる場合は改修を実施する必要があるが、これを行えるのは、住民基本台帳システム及びバックアップシステムの開発を行った株式会社日本電気に限られる。

上記（１）の理由から、現行のバックアップシステムを継続して使用することが合理的であり、そのためには、（２）及び（３）の理由により、現行の賃貸借契約を締結している株式会社 J E C C と、システムの開発業者である株式会社日本電気から成るコンソーシアムと契約を行う必要がある。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民基本台帳システムの旧姓併記対応に係るシステム改修
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年11月26日
- 4 履行期間
平成30年11月26日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
38,989,566円
- 7 契約内容
旧氏記載による住民基本台帳法の一部を改正する政令等の施行に伴い、住民基本台帳オンラインシステム、住民基本台帳バッチシステム、住民基本台帳ネットワークシステムとの連携システム及び土日開所・バックアップシステムの改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
住民基本台帳システム等は、日本電気株式会社が本市独自仕様のシステム開発を行い、当該システムの技術的知識を構築しているため、システムの改修についても当該業者にしか対応できないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
らくらく窓口証明書交付システム構築業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年12月6日
- 4 履行期間
平成30年12月6日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
7,667,306円
- 7 契約内容
らくらく窓口証明書交付システムの機器選定, 事前準備及びシステムの構築作業
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
らくらく窓口証明書交付システムは, コンビニ交付システムの仕組みを利用して構築し, また, 基幹系システムのネットワークの改修が必要であるため, それらシステムの仕様を細部まで熟知し, 関係性に精通した者でなければ, システムの安定稼働を確実に維持できない。
日本電気株式会社はそれらシステムを構築した者であり, これらの条件を満たす唯一の者である。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
らくらく窓口証明書交付システムネットワーク構築業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成30年12月21日
- 4 履行期間
平成30年12月21日から平成31年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
13,219,200円
- 7 契約内容
らくらく窓口証明書交付システム導入に伴い必要となるLAN配線作業等を、各区役所、支所、本庁証明書発行コーナーにおいて実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
らくらく窓口証明書交付サービスは、コンビニ交付システムの仕組みを活用して構築し、また、基幹系システムのネットワークを改修する必要があるため、それらシステムの仕様を細部まで熟知し、関係性に精通した者でなければ、システムの安定稼働を確実に維持できない。
日本電気株式会社は、それらシステムを構築した者であり、これらの条件を満たす唯一の者であるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
らくらく窓口証明書交付システム機器一式賃貸借
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成31年2月1日
- 4 履行期間
平成31年2月1日から平成36年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
証明書コンビニ交付システム用端末一式賃貸借コンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
16,415,100円
- 7 契約内容
らくらく窓口証明書交付システムに使用するハードウェア及びソフトウェアの賃借
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本契約は、機器の賃貸借だけでなく、らくらく窓口証明書交付システムを賃貸借する機器に導入する必要がある。らくらく窓口証明書交付システムは、コンビニ交付システムの仕組みを活用し、また基幹系システムと接続させている機器等と連携する必要がある。それらシステムの仕様を細部まで熟知し、関係性に精通した者でなければ、機器の安定稼働を確実に維持できない。
日本電気株式会社はそれらシステムを構築した者であり、これらの条件を満たす唯一の者である。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。なお、当該機器の保守業務の履行に当たっては、日本電気株式会社が株式会社J E C C及びNECソリューションイノベータ株式会社と共同して契約を履行するとしていることから、各社で結成されたコンソーシアムと契約を締結する。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民基本台帳バックアップ・土日開所システムの改元対応に係わる平成30年度システム改修
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
平成31年2月28日
- 4 履行期間
平成31年2月28日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社 京都支店
- 6 契約金額（税込み）
9,780,685円
- 7 契約内容
土日開所・住民基本台帳バックアップシステムで、新元号を使用するための改修を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
土日開所・バックアップシステムは、本市独自の仕様によるシステムであり、改修を行ために必要な、当該システム及び関連システム（住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム）に関する十分な知識及び技術を有しているのは、当該システムの開発を行った、株式会社日本電気に限られるため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城外堀周辺倒木伐採・処分業務委託
- 2 担当所属名
元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成30年12月25日
- 4 履行期間
平成30年12月26日～平成31年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町7-7
樋口造園株式会社 代表取締役 樋口隆三

- 6 契約金額（税込み）
15,120,000円（税込）

- 7 契約内容
台風21号で倒木した二条城外堀周辺の倒木伐採・処分

- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、台風21号により倒木した二条城外堀周辺の倒木伐採・処分業務で、平成30年11月補正予算において予算計上し、12月7日に議決されたものであり、災害復旧の一環として可能な限り速やかに実施することを要する。

なお、本業務の履行には8週間の期間が必要であるが、平成31年3月初頭から外堀内の落枝処理及び藻刈り作業（年間の庭園管理契約による作業）を実施するため、これらの作業の開始前に本業務を完了する必要がある。

このため、本業務の履行期間である8週間を考慮すると、平成30年12月下旬に契約締結する必要があるが、競争入札による調達を選択した場合、契約決定は平成31年1月下旬となり間に合わないこととなる。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結することとする。

なお、相手方の選定に当たっては、本業務の履行が可能な複数の事業者には仕様内容を説明し、見積書の提出を依頼したところ、3者から見積書の提出があったことから、見積額が最も安価な金額を提示した樋口造園株式会社と随意契約を行う。

- 9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
「二条城桜まつり 2019」事業実施委託
- 2 担当所属名
元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成31年1月10日
- 4 履行期間
平成31年1月10日～平成31年4月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区元代々木町25-8 株式会社ネイキッド 代表取締役 村松 亮太郎
- 6 契約金額（税込み）
19,422,720円（税込）
- 7 契約内容
 - (1) 「二条城桜まつり 2019」開催期間中の企画、演出、設営及び運営管理業務
 - (2) 広報業務
 - (3) 事業終了後の設営撤去及び原状回復
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、当該事業に関し甲が必要と認める事項
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

春の二条城の魅力を市民や国内外の観光客の皆様にご堪能していただくとともに、来城者の増加を図り、文化財保全に係る費用の獲得を図るため、「二条城桜まつり 2019」を実施する。実施にあたっては、効果的・効率的に推進するとともに、その遂行には専門的知識及び技術を必要とするため、専門業者に委託する。

事業実施業者の選定に当たっては、候補者の企画・運営能力、文化芸術及び文化財保護に対する知識、信頼性等の様々な要素を総合的に考慮する必要があることから、各候補者に提案を求める総合評価（プロポーザル）方式により選定する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり。受託候補者選定委員会において、提案者に対するヒアリングを実施し、あらかじめ定めた評価項目に基づき提案内容を審査した結果、評価点が高いことなどから委託契約先とし

て選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元離宮二条城桜植栽充実他業務委託
- 2 担当所属名
元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
平成31年2月8日
- 4 履行期間
平成31年2月8日～平成31年3月15日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77
樋口造園株式会社 代表取締役 樋口隆三
- 6 契約金額（税込み）
6,750,000円（税込）
- 7 契約内容
昨年の台風21号で大きな被害があった清流園南側小径の桜（桜のトンネル）における桜景観を復活させるための補植等
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年度に清流園をはじめとする城内の老朽化した桜の植替えを行うために、700万円を計上し、文化庁と平成30年6月頃から協議を進めてきたが、昨年9月の台風21号により、城内の名所の一つである清流園南側小径の桜（桜のトンネル）が大きな被害を受けた。当初、桜等の補植は、清流園南側小径、苗圃付近、西側休憩所周辺の3箇所に桜、椿、躑躅（ツツジ）などを補植する計画であったが、当初の計画を変更し、倒木被害が大きく、桜が少なくなった清流園南側小径の桜景観の復活を目指して補植等を実施するものである。
台風被害後の早期に文化庁との桜等の補植の協議を再開したが、台風の影響で補植場所や本数等に大幅な変更が生じたため、文化庁の許可が平成31年1月18日となった（申請書提出：平成30年11月22日）。
一方、二条城では、3月20日から開催する「桜まつり2019」に向けて、2月25日から桜のトンネル付近にライト等の設営を開始し、3月15日の内覧会までに会場の準備を終了させる必要があり、本業務で実施する桜のトンネル付近の支障木伐採及び補植作業は、2月28日までに完了させる必要がある。
文化庁の許可（1月18日）後に、競争入札による調達を選択した場合、入札手続きに最低4週間、これらの作業の実施に4週間の期間（支障木伐採：2週間、補植：2週間）が必要となるため、履行期限である平成31年2月28日に間に合わない。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づき、随意契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

10 契約の相手方の選定理由

相手方の選定に当たっては、本業務の履行が可能な複数の事業者仕様に仕様内容を説明し、見積書の提出を依頼したところ、3者から見積書の提出があったことから、見積額が最も安価な金額を提示した樋口造園株式会社と随意契約を行う。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館常設展の音声ガイドコンテンツ制作業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年11月13日
- 4 履行期間
平成30年11月13日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区北青山二丁目7番25号
株式会社アコースティガイド・ジャパン
- 6 契約金額（税込み）
5,349,996円
- 7 契約内容
リニューアル後に新設する京都市美術館常設展の音声ガイドのコンテンツを制作する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
音声ガイドコンテンツが常設展への集客に影響を及ぼす重要な要素であることから、音声ガイドコンテンツの制作に当たっては、利用者が楽しみながら、美術作品、日本文化・芸術の価値等を正しく理解できるものであり、かつ、京都市美術館の収蔵作品の魅力をより深く訴求できるようなものであるとともに、増作による更新も視野に入れた音声ガイドコンテンツ制作コンセプトを定める必要がある。
音声ガイドコンテンツの原稿作成から音声収録までの一連の作業を遂行するに当たり、企画立案能力、企画内容を期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力、録音する音源の選択などのこれまでの経験により蓄積された専門のノウハウを必要とする。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルを実施したところ、当該1社しか応募がなく、実施体制や企画内容、課題に対する回答等を審査した結果、本件を受託するに足る（審査の総合得点が60%以上）と評価されたため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館所蔵品管理システム開発・納入・保守業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年11月20日
- 4 履行期間
平成30年11月20日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生花井町3番地
日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,810,400円
- 7 契約内容
京都市美術館の所蔵品情報を一元的に管理するとともに、企画展の展示計画作成支援や関連図書の登録などにも活用でき、将来的な作品情報の外部公開等に速やかに対応できる機能を備えたシステムを構築する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
美術館・博物館の所蔵品管理システムにおいて必要とされる項目や機能を熟知していることはもとより、将来的な作品情報の外部公開等に速やかに対応できるようなシステムの拡張性や京都市美術館での使用に合わせた企画提案を行う能力、企画内容を期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力等の専門の技術やノウハウが必要であるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルにより実施体制や企画内容等を審査した結果、最高評価を得たため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館ウェブサイト構築・運用保守業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成30年12月17日
- 4 履行期間
平成30年12月17日から平成31年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区五条高倉角塚町21番地 Jimukino-Ueda bldg 501
合同会社 バンクトゥ
- 6 契約金額（税込み）
6,773,760円
- 7 契約内容
京都市美術館の公式ウェブサイトの再構築，運用，保守を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は，京都市美術館のリニューアルオープンに向けて，京都市美術館の公式ウェブサイトを誰もが使いやすい実用的な情報源としてだけでなく，美術館の魅力を市民や国内外の観光客に発信し，美術館への来館を促進する役割を兼ね備えたものに再構築することを目的としている。
ウェブサイトの構築・運用保守にあたっては，企画立案能力，企画内容を期間内に効率的・効果的に実現させる実務遂行能力，魅力的で分かりやすいウェブサイトにするためのデザインセンスなどを必要とするため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザルにより実施体制や企画内容等を審査した結果，最高評価を得たため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館ベース照明用（本館1階北・南展示室）LEDスポットライト等納入業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成31年2月15日
- 4 履行期間
平成31年2月15日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝2-5-10
ライトアンドリヒト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,603,068円
- 7 契約内容
京都市美術館の本館1階北・南展示室で使用するベース照明用LEDスポットライト等の納入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
美術館における照明器具については、照射の正確性（配光形）やレンズ精度（シームレスな照度分布）などの高度な性能は、仕様書に数値等で規定することができない。
また、照明器具により、消費電力に対する光束（明るさ）、操作性、取り付け方法、照射角度変更レンズの仕様、安全性、発光性、演色性、形状など様々な点で異なる一方、仕様書でそれらの複数項目を特定すると照明器具を特定することとなり、結果として、基本的な性能のみでの価格競争を行うしかなくなる。
各メーカーからそれぞれの照明器具の提案を受け、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、器具性能等の複数項目を総合的に判断して選定するため、公募型プロポーザルを実施した。2社からの応募があり、ヒアリング審査の結果、最高得点評価を得た、

ライトアンドリヒト株式会社を契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館作品照明用（本館1階北・南展示室）LEDスポットライト等納入業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成31年2月15日
- 4 履行期間
平成31年2月15日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝2-5-10
ライトアンドリヒト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,506,772円
- 7 契約内容
京都市美術館の本館1階北・南展示室で使用する作品照明用LEDスポットライト等の納入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
美術館における照明器具については、照射の正確性（配光形）やレンズ精度（シームレスな照度分布）などの高度な性能は、仕様書に数値等で規定することができない。
また、照明器具により、消費電力に対する光束（明るさ）、操作性、取り付け方法、照射角度変更レンズの仕様、安全性、発光性、演色性、形状など様々な点で異なる一方、仕様書でそれらの複数項目を特定すると照明器具を特定することとなり、結果として、基本的な性能のみでの価格競争を行うしかなくなる。
各メーカーからそれぞれの照明器具の提案を受け、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、器具性能等の複数項目を総合的に判断して選定するため、公募型プロポーザルを実施した。2社からの応募があり、ヒアリング審査の結果、最高得点評価を得た、

ライトアンドリヒト株式会社を契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市美術館作品照明用（本館2階北展示室）LEDスポットライト等納入業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成31年2月15日
- 4 履行期間
平成31年2月15日から令和2年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝2-5-10
ライトアンドリヒト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
21,896,724円
- 7 契約内容
京都市美術館の本館2階北展示室で使用する作品照明用LEDスポットライト等の納入を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
美術館における照明器具については、照射の正確性（配光形）やレンズ精度（シームレスな照度分布）などの高度な性能は、仕様書に数値等で規定することができない。
また、照明器具により、消費電力に対する光束（明るさ）、操作性、取り付け方法、照射角度変更レンズの仕様、安全性、発光性、演色性、形状など様々な点で異なる一方、仕様書でそれらの複数項目を特定すると照明器具を特定することとなり、結果として、基本的な性能のみでの価格競争を行うしかなくなる。
各メーカーからそれぞれの照明器具の提案を受け、価格以外の要素により契約相手先を選定する必要があるため、随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
契約相手先の選定に当たっては、器具性能等の複数項目を総合的に判断して選定するため、公募型プロポーザルを実施した。2社からの応募があり、ヒアリング審査の結果、最高得点評価を得た、ライトアンドリヒト株式会社を契約の相手方として選定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
美術作品の購入について<日本画作品 小川翠村作「群芳会唱」他4作品>
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
平成31年3月25日
- 4 履行期間
平成31年3月25日から平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市東山区新門前通花見小路南西角中之町236-7
新古美術わたなべ
- 6 契約金額（税込み）
6,966,000円
- 7 契約内容
京都市美術館美術品等収集会議にて購入が決定した日本画作品の小川翠村作「群芳会唱」、石崎光瑤作「春秋群鶏図」、佐野光穂作「春宵」、都路華香作「緑陰新樹図」、榊原弘作「群雀図」について購入する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
美術作品であり、代替品のない物品を購入するため。
- 9 根拠法令
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該相手方のみ供給可能であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
平成30年度東アジア文化都市交流事業 イベント企画運営及び旅行手配業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年1月22日
(変更後) 平成31年3月4日
- 4 履行期間
契約締結の日から平成31年3月29日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区河原町通松原上ル2丁目富永町388 京阪四条河原町ビル7階
株式会社JTB 京都支店
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 7,834,612円
(変更後) 7,422,259円
- 7 契約内容
平成31年3月23日、24日に開催する東アジア文化都市交流事業日中韓ステージを開催するに当たり、日本の出演者の提案、ステージの造作を含む運営、中韓の文化芸術団体の旅行及び文化体験等の手配業務を委託する。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
(当初) 本市は「東アジア文化都市2017」の日本の開催都市として、中国・長沙市、韓国・大邱広域市とともに、2017年の1年間を通じて多彩な文化事業を展開し、東アジア域内の相互理解の即品など地域の平和的発展に貢献してきた。今回、平成31年3月23日、24日に開催する東アジア文化都市交流事業日中韓ステージを開催するに当たり、日本の出演者の提案、ステージの造作を含む運営、中韓の文化芸術団体の旅行及び文化体験等の手配業務についてプロポーザルを実施した。
(変更) 当初契約から、手配すべき食事数、ステージ造作の施工内容に変動を生じたため契約変更を行った。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
埋蔵文化財発掘調査支援業務委託料（史跡西寺跡・平安京跡・唐橋遺跡）
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
（当初）平成30年10月1日
（変更後）平成30年11月1日
- 4 履行期間
（当初）平成30年11月2日
（変更後）平成30年11月8日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
（当初）8,391,600円
（変更後）8,380,800円
- 7 契約内容
 - (1) 発掘 調査に必要な資材及び器材等の手配
 - (2) 発掘調査に必要な測量、写真撮影、掘削、その他遺跡調査手法に対する支援
 - (3) 発掘調査の進行及び安全に関する監理
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は埋蔵文化財発掘調査の支援業務であり、埋蔵文化財発掘調査の実施と同程度の専門的知識を要し、調査進捗状況に合わせて迅速かつ正確に対応する必要があるため、市内で継続的に発掘調査を実施していることが不可欠である。

（公財）京都市埋蔵文化財研究所は昭和51年の設立以来、数万件にも及ぶ発掘・立会調査を担当し、遺跡の探査・検討するための知識が豊富であるほか、GPS測量技術を有し、遺構を正確かつ迅速に地図上に記入することが可能であること、独自に作成した市内出土の土器編年表（土器と年代の対照表）を有する等、京都の重層的な遺跡の取扱いに習熟している。

（当初予定よりも復旧作業が当初計画より複雑になったことから、工事にかかる施工日数や工程が増えたため、委託期間が延びた。工事費は増えたが、遺構密度が低く、委託作業日数や作業員総数が減少したため、総じて委託料は当初予定を下回った。）
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8に含む

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
旧三井家下鴨別邸 台風21号による倒木処理等復旧業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成30年10月9日
- 4 履行期間
平成30年10月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区大北山原谷乾町255-6
株式会社曾根造園
- 6 契約金額（税込み）
6,905,520円
- 7 契約内容
公開施設であるため、公開にあたり入場者の安全確保のための作業を最優先し、安全が確保されるまで、施設の一部を閉鎖するなどの措置をする。
倒木に関しては、搬出可能な大きさまで玉切りして処分し、掘り起こされた根鉢は巨大な穴を掘って埋め戻すこととする。
高所に垂れ下がる枝折れについては、高所作業者により剪定して降ろす作業を行う。
倒れた灯籠は、クレーンでつり上げ組みなおす。通路を塞ぐモチノキの折れ枝は除去する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
旧三井家下鴨別邸の台風21号による被害は甚大であり、また時間が経過すると被害が拡大する危険があるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積り合わせ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
名勝雙ヶ岡災害復旧事業
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
(当初) 平成31年1月10日
(変更後) 平成31年3月29日
- 4 履行期間
(当初) 平成31年3月31日
(変更後) 平成31年5月31日 (契約期間)
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区大宮通五条下る二丁目堀之上町518番地
花豊造園株式会社
- 6 契約金額 (税込み)
(当初) 56,700,000円
(変更後) 20,293,200円
- 7 契約内容
倒木・危険木の伐採・処分
- 8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)
平成30年9月4日の台風21号によって発生した倒木や危険木について、伐採・撤去・処分等を行おうとするものである。雙ヶ岡においては、二ノ丘・三ノ丘の頂上付近を中心に600本を超える倒木・危険木が発生しており、市街地に隣接する立地上、次の豪雨・台風シーズンまでに処理を完了する必要がある。また、日頃より散策地として市民の利用が活発であるため、早急に安全を確保しなければ、市民が立入禁止を見過ごし進入するなどして、人身事故が発生する懸念も大である。
(倒木搬出の方法等をめぐり調整に予想以上の時間を要した)により年度内の完了が困難となったため。)
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積り合わせ
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
山鉾館南側斜面石垣崩落部復旧委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
平成31年2月1日
- 4 履行期間
平成31年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77番地
樋口造園株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,696,000円
- 7 契約内容
平成30年7月4日からの豪雨によって、発生した「祇園祭山鉾館」裏手の石垣崩落復旧
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
平成30年7月4日からの豪雨によって、発生した当課が所管する「祇園祭山鉾館」裏手の石垣崩落について復旧するものである。祇園祭山鉾館裏手の石垣崩落は、隣地に多大に影響しており、かつ境界としても機能しているものであり早急に復旧する必要がある。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
- 10 契約の相手方の選定理由
見積り合わせ
- 11 その他